

介護支援専門員の登録を受けている方が亡くなられた等、下記の事項に該当することとなった場合、届出が必要です。

届出を行う方は、

- ・死亡した日から30日以内、又は下記の事項に該当したことを知った日から30日以内に
- ・様式第9号 介護支援専門員死亡等届出書 を提出

届出事項の種類	届出を行う人
登録者の死亡	登録者の相続人
心身の故障により介護支援専門員の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるものに該当するに至った場合	本人又はその法定代理人若しくは同居の親族
登録者が禁錮以上の刑(執行猶予を含む)に処せられた場合	本人
登録者が介護保険法等(※)の規定により罰金の刑(執行猶予を含む)に処せられた場合	本人

※介護保険法以外の該当法令(介護保険法施行令第35条の2)

児童福祉法(昭和22年法律第164号)	栄養士法(昭和22年法律第245号)
医師法(昭和23年法律第201号)	歯科医師法(昭和23年法律第202号)
保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)	歯科衛生士法(昭和23年法律第204号)
医療法(昭和23年法律第205号)	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)	生活保護法
社会福祉法(昭和26年法律第45号)	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)
薬剤師法(昭和35年法律第146号)	老人福祉法(昭和38年法律第133号)
理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)	高齢者の医療の確保に関する法律
社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)	義肢装具士法(昭和62年法律第61号)
精神保健福祉士法(平成9年法律第131号)	言語聴覚士法(平成9年法律第132号)
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)
再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成25年法律第85号)	国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号。第12条の5第15項及び第17項から第19項までの規定に限る。)
難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)	公認心理師法(平成27年法律第68号)
民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律(平成28年法律第110号)	臨床研究法(平成29年法律第16号)